

厚生労働科学研究  
(子ども家庭総合研究事業)

児童虐待発生要因の解明と児童虐待への地域における  
予防的支援方法の開発に関する研究

平成14年度研究報告書

平成15年3月

主任研究者 服 部 祥 子

## 目次

I. 総括研究報告書	
児童虐待発生要因の解明と児童虐待への地域における 予防的支援方法の開発に関する研究	199
II. 分担研究者および共同研究者報告書	
1. 児童虐待発生要因の構造分析と地域における効果的予防方法の開発	211
原田正文	
1) 児童虐待発生要因の構造分析と地域における効果的予防方法の開発	211
原田正文	
資料 兵庫県姫路市および大阪府茨木市乳幼児健診時アンケート調査票	221
2) 「子ども“わいわい”ネットワーク茨木」の取り組み — 民生・児童委員 協議会、児童養護施設を中心とした地域住民による子育て支援	237
義若耕司、上村芳雄	
3) 家族ライフサイクル危機理論モデルによる児童虐待事例の分析 —発生要因から予防を検討—	244
山野則子	
4) 地域子育て支援センターにおける虐待予防的支援の実践について	257
橋本真紀	
5) オーストラリア児童虐待防止システムに関する動向 —ビクトリア州の対応例報告を通して—	266
中川千恵美	
2. 地域保健機関における子ども虐待への取り組み	277
佐藤拓代	
資料「調査項目及び記入の手引き」	298
3. 虐待する親・家族機能の質的評価と虐待進行の予防的支援方法に関する研究	
岡本正子	303
資料「虐待家族のリスク及び支援のためのアセスメント（案）」	323
4. ヘルスプロモーションに基づいた、医療・福祉の連携等地域資源の有効活用に よる子育て不安対策に関する研究	326
櫃本真聿	
1) ヘルスプロモーションに基づいた、医療・福祉の連携等地域資源の有効活 用による子育て不安対策に関する研究 —特に妊娠・出産期（1～2ヶ月）における虐待予防対策—	326
櫃本真聿	
2) 被虐待リスク児早期発見、虐待一次予防のためのシステム整備に関する現状 分析と提案	335
福永一郎	
III. 研究成果の刊行に関する一覧表	346

平成 14 年度厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）  
(総括研究報告書)

「児童虐待発生要因の解明と  
児童虐待への地域における予防的支援方法の開発に関する研究」

主任研究者 服部祥子 大阪人間科学大学人間科学部教授

研究要旨

児童虐待はその数の増加と質の深刻さという点で現在最も対応を迫られている社会問題の一つである。ことに被虐待者が子ども期であれば、心身の発達や人格形成に大きな影響を及ぼし、その後の人生が健康で生気に満ちた営みにならない危険性をはらむ。

そのような児童虐待に対する対応策の中で、虐待発生の予防、すなわち虐待が発生しないような子育て環境を創造すること、進行を防ぐこと、発生した虐待の再発を予防すること、等はきわめて重要な課題である。

本研究は児童虐待発生要因の解明と、児童虐待への地域における予防的支援方法の開発をめざして、4つの研究班を組織し、各々異なった角度からの研究を進めることを目標とする。また虐待先進国の取り組みの研究や、multi-disciplinary のサービス・システム構築についての研究及び考察もめざすものである。

本年度各分担班の行った研究の要旨は、次の通りである。

1)分担研究 1 (原田班) : 現代の育児状況の実際を把握するために、人口 48 万人、年間出生児数約 5000 人の姫路市で、4 カ月、10 カ月、1 歳半、3 歳の時点での健診時に、アンケート調査を行った。(平成 15 年 1 月～3 月の 3 カ月間実施)。また人口 26 万人の茨木市在住の 4 カ月児、1 歳半児、3 歳半児を養育している保護者を対象にして、上記と同様のアンケート調査を実施した(平成 15 年 2 月～3 月実施)。本年度は現代の育児状況、ことに虐待との関連性を知る上に適切且つ有効と思われる質問項目や内容について検討アンケートを作成した。次年度からこれらの調査結果を分析し、現代の子育て環境を把握し、虐待予防への示唆となる要因を考察する。また家庭児童相談室、子育て支援センター、虐待予防ネットワーク等の諸機関での実践を通して、虐待事例の家族ライフサイクル危機モデルによる発生要因の分析や、虐待予防的支援に関する提言、さらにはニュージーランドの児童虐待予防対策に学ぶもの、等の研究を行った。

2)分担研究 2 (佐藤班) : 保健所や市町村保健センター等の地域保健という分野における虐待予防の対策や支援を研究目標としているが、すでに平成 13 年度に、先進地域の活動をもとに「子ども虐待予防のための保健師活動マニュアル」を作成した。本年度は全国保健所と全国市町村保健センター及び保健センターをもたない市町村の合計約 4200 カ所のリーダー保健師に、虐待事例に対する援助の現状、児童相談所等関係機関との連携等について調査を行い、分析検討した。また精神保健福祉関連問題の

事例研究会も行い、これらから得られた知見を活用して、来年度のマニュアル改訂の準備も進めた。

3)分担研究3(岡本班)：児童虐待に対する福祉現場の中心的機関である児童相談所では日々虐待事例に介入しているが、虐待の進行や再発の予防的支援方法を開発することを目標に研究を行っている。今年度は、すでに分担研究者らが作成している虐待する親・家族機能の評価表を用いて、児童相談所及び家庭児童相談室で相談を受理した50例について、援助者との関係のもち方及び虐待認識の在り方を軸に分析を行った。また次年度実施予定の児童相談所と家庭児童相談室における実態調査のための調査票の作成準備やカルフォルニア州における親と家族機能のリスクアセスメントの検討、等も行った。

4)分担研究4(櫃本班)：「地域」を最大のキーワードとして、子育て不安対策やハイリスク者の発見・フォロー及び子育てへのエンパワーメントを図る上での地域資源の有効活用を研究しているが、今年度は自治体やボランティア、分娩施設等の取り組みの現状把握や、先駆的な取り組みをしている医療機関、ボランティアグループ等を訪問調査した。とくに虐待の早期発見・予防の点から意義深いにもかかわらず支援が手薄と思われる妊娠・出産期(1~2ヶ月)に焦点を当て、この時期の虐待予防の取り組みを研究し考察を行った。また被虐待リスク児早期発見、虐待一次予防のためのシステム整備に関する現状の分析も行った。

### 分担研究者

- 1) 原田正文 大阪人間科学大学人間科学部教授
- 2) 佐藤拓代 大阪府健康福祉部地域保健福祉室長
- 3) 岡本正子 大阪府中央子ども家庭センター医療相談長
- 4) 櫃本真聿 愛媛大学医学部医療福祉支援センター副センター長

### A.研究目的

児童虐待は現代日本の医療・保健・福祉にかかわるきわめて大きなテーマである。自分を守るすべのない子どもが不当な虐待を被むると、基本的信頼感の形成は壊滅状態に陥り、人格形成や精神的健康の基盤が危うくなるという重大な危険性に遭遇することが多い。児童虐待への対応の中で、発生の予防を考えることは、最も重要且つ意義深いものだが、虐待は子ども・親・家庭・社会の要因が複雑に絡み合って生じるため、予防的アプローチは決して容易ではない。

そこで本研究では、虐待発生の予防というテーマを異なる4つの角度から分析検討し、発生要因の解明と予防的支援方法の開発を研究することを目的としている。そして各々の研究が医療・保健・福祉・行政に有効に活用されうるような成果を提出することが大きな目標である。

各分担研究班の具体的な研究目的は、次の通りである。

- 1) 分担研究1「児童虐待発生要因の構造分析と地域における効果的予防方法の開発」  
(原田班)：児童虐待は現代日本社会における子育ての困難さを象徴するものである。そのため次の2点を研究目的としている。

- ①子育ての状況、とくに育児不安等の子育ての困難さの実態を明らかにすることにより、児童虐待の発生要因を解明し、どのような支援が虐待予防に効果があるのか、を明確にすること。
- ②地域の虐待予防ネットワークや親が主体となった子育てネットワークの役割や可能性を実践的に明らかにすること。
- 2) 分担研究2 「地域保健における子ども虐待の予防・早期発見・援助に係る研究」(佐藤班)：地域保健の立場から虐待予防の研究に取り組み、平成13年度厚生科学研究分担研究者として「子ども虐待予防のための保健師活動マニュアル」の作成行った。今回は次の3点を研究目的としている。
- ①虐待予防及び支援のための各関係機関の連携システム化。
  - ②虐待を予防するための支援技法の開発。
  - ③地域での実践により「子どもの虐待予防のための保健師活動マニュアル」の改良充実と普遍化。
- 3) 分担研究3 「虐待する親・家族機能の質的評価と虐待進行の予防的支援方法に関する研究」(岡本班)：虐待する親への介入や支援を行う現場(保健・福祉・医療機関)では初期対応の一定期間内に親のタイプを理解し、支援の中身を整理する必要がある。そのために、次の2点を研究目的としている。
- ①心理士、ケースワーカー、保健師等が実践現場で使用することのできる「親・家族機能の質的評価表」の開発をすること。
  - ②虐待予備群(グレーゾーン)から虐待群への進行の予防的支援方法の開発のために、評価表の継続的使用により、親のタイプによる支援等の方向性の検討すること。
- 4) 分担研究4 「ヘルスプロモーションに基づいた、医療・福祉の連携等地域資源の有効活用による子育て不安対策に関する研究」(樋本班)：ヘルスプロモーションの考え方に基づいて、住民への地域情報の提供や、サービスの受け皿の整備等により、子育て不安に自らの力で対応し、虐待を予防できる住民のエンパワーメント向上を図ることを研究目的とする。そのために
- ①ヘルスプロモーションの考えに基づき、地域資源の有効活用によるシステムの構築
  - ②「健やか親子21」の地域における推進策等の検討を研究目的としている。

## B.研究方法

### 1) 分担研究1 (原田班)

#### ①子育ての実態調査

人口48万人、年間出生児約5000人の姫路市の乳幼児健診時(4ヶ月、10ヶ月、1歳半、3歳)に、事前にアンケート調査を保護者に送付して記入してもらい、当日(もしくは後日返送により)回収した。実施期間は平成15年1月～3月。アンケートの内容は、妊娠中・出産前後の母親の身体的・心理的状況、子どもの日常の様子、育児の実際や親の心理(育児不安や虐待に関する項目も含む)、子どもの発達状況、親が育児をする上での仲間やモデルの存在、育児体験の有無、子どもとの接し方、子育てに最

も必要なことや地域の子育て支援事業についての感想、等に関する質問が主たるものである。なお倫理面への配慮として、アンケート調査は無記名で行い、統計的に処理するため個人情報は一切もれる心配が無いこと、またより効果的な子育て支援施策に反映させるため児童虐待に関する質問がいくつか含まれていること、を明記した。そして、あらかじめ送付してある封筒に封をして提出（または返送）してもらう方法をとった。

②民生・児童委員協議会、児童養護施設を中心とした地域住民による子育て支援（上村芳雄）

大阪府茨木市において活動している民間レベルの児童虐待予防ネットワーク「子ども“わいわい”ネットワークいばらき」の協力のもと、姫路市における子育ての実態調査と同様な調査も実施し、実践的に研究をしている。「子ども“わいわい”ネットワークいばらき」のような民生・児童委員協議会や児童養護施設、地域組織などを中心とした地域での民間レベルの児童虐待予防ネットワークの紹介とその可能性について実践にもとづき検討した。

③虐待事例の家族ライフサイクル危機理論モデルによる発生要因の分析（山野則子）

1995年度～1999年度の5年間に、筆者が家庭児童相談室で取り扱った児童虐待事例のうちで何らかの変化があった40事例について、家族ライフサイクルに基づき、どの段階でどのようなつなづきがあったのかを分析検討した。なお倫理面の配慮については、個別事例に関してはプライバシー保護のために省き、例示する事例についても事例が伝えたいことに支障をきたさない程度の変更を行っている。

④地域子育て支援センターにおける虐待の予防的支援の実践について（橋本真紀）

A市地域子育て支援センターで展開している集団援助プログラムにおいて、子どもの発達や親子関係について個別に援助や配慮を実施した事例を抽出し、援助内容を整理し、地域子育て支援センターの援助の可能性について考察した。なお倫理面に配慮し、プライバシー保護のため、論文では研究結果に影響を及ぼさない範囲で内容を一部改変した。

⑤オーストラリアの児童虐待の対応について（中川千恵美）

オーストラリアの児童福祉制度の動向とオーストラリアの児童虐待に対する対応システムを、関連する文献、関連資料、報告書のレビューを通して、研究した。そしてオーストラリア虐待対策の現状と課題に触れ、ビクトリア州における虐待の発生予防に関する研究や取り組みを紹介し、今後の日本における虐待予防に関する検討事項の考察を試みた。

## 2) 分析研究2（佐藤班）

今回保健所、区市町村保健センター、保健センターをもたない市町村母子保健主管課等の4038機関に対し、平成14年12月から平成15年1月にかけて、虐待の予防・早期発見・援助の実態に関する調査を、郵送により行った。内容は18歳未満の子どもで、虐待または虐待が疑われる「虐待」事例及び虐待が発生する可能性の高い要因をもつ「虐待ハイリスク」事例に関する取り組みについてであり、回答は保健師職のリーダーに求めた。なお保健センターは「平成13年度版全国市町村保険センター要覧」の保険センター及び類似施設とし、老人福祉センター、公民館、文化センター等

の名称の施設及び保健師がいない施設は除いた。倫理面への配慮は、事例を特定化しない調査であることからとくに必要がない。

### 3) 分担研究3(岡本班)

研究班メンバーが、平成13年度に援助を行った虐待事例50例（大阪府子ども家庭センター事例40例、家庭児童相談事例10例）について、研究者らがすでに開発していた「虐待する親支援のための分析表」に担当者が記入し、分析を行った。なお、アセスメントを行った（分析表の記入日）のは、子ども家庭センター事例では援助後3ヵ月～1年の時点であり、家庭児童相談室事例は援助後1年～4年の時点である。倫理面への配慮については個別事例としての扱いではなく、集団データとしての分析検討があるので、とくに必要はない。

### 4) 分担研究4(樋本班)

①妊娠・出産期（1～2ヵ月）における虐待予防対策の推進に関する研究

表題のテーマに関して種々の関係機関、施設等での取り組みの現状を調査し、分析検討を行った。調査対象と方法は

- ・自治体の取り組みの現況…既存の調査資料による現状分析
- ・民間機関（ボランティア）の取り組みの現況…全国37箇所への郵送アンケート調査
- ・分娩施設の取り組みの現況…愛媛県内分娩施設（81箇所）への郵送アンケート調査
- ・全国先進地の取り組み…全国7箇所の施設への訪問調査

倫理面への配慮は個別事例は登場しないので、とくに必要はない。

②被虐待リスク児早期発見、虐待一次予防のためのシステム整備に関する現状分析と提案

(福永一郎)

表題のテーマは虐待防止上きわめて重要なものである。本研究はまず現行の母子保健制度（被虐待リスク児早期発見、虐待一次予防に利用可能なものの）の検討を行い、具体的方策の提案を行っている。さらに新しい方策に関する費用額の設定を医療診療報酬点数表に準じて算出し、検討考察を加えている。とくにプライバシーの問題もなく倫理面の配慮は必要ない。

以上が各分担班の研究方法である。なお倫理面の配慮については各々の研究のところで述べておいた。

C.研究結果及び考察（研究テーマが多いので各テーマについて結果と考察を同時に行う）

#### 1) 分担研究1(原田班)

①子育て実態調査

主任研究者（服部）と分担研究者（原田）は、1991年に「乳幼児の心身発達と環境

「大阪レポートと精神医学的視点」を著わし、1980 年生まれの一市全数児を 6 年間追跡調査した結果を分析考察して、当時の子育て環境の実態として報告した。今回の実態調査は「大阪レポート」の 23 年後の現在の実態を把握することを目的としており、a)対象者の確保と b)調査内容の検討を念入りに行った。その結果 a)姫路市、茨木市における「大阪レポート」とほぼ同様の時期の乳幼児とその保護者を対象として確保。とくに姫路市については該当する時期の全数児を対象とする悉皆調査であり、回収率も 90% を超えていることから、アンケート調査としては最も信頼性の高いものと考えられる。また b)調査内容については「大阪レポート」との比較を念頭に置いた項目に児童虐待に関する質問も入れ、現代の子育て中の親の虐待発生要因の解明に役立つものを作成した。

なおアンケート調査内容の検討考察は、実施期間が 2003 年 1 月～3 月であるため、次年度に報告する。

## ②児童虐待事例の家族ライフサイクル危機理論モデルによる発生要因の分析（山野則子）

筆者が福祉事務所・家庭児童相談室で関わった 40 例を、親の原家族（親が子どもとして育った家族）と現在の家族の両方の家族ライフサイクルの視点から分析検討した。その際、Rodgers の家族ライフサイクルモデルに基づき、原家族も現在の家族も、それぞれ第 1 段階（新婚期）、第 2 段階（出産・育児期）、第 3 段階（学童期）、第 4 段階（思春期・青年期）、第 5 段階（離脱期）のどの段階で、どのようなつまづきであったのかを詳細に検討した。その結果

a)原家族のライフサイクルと危機課題については、子どもの時に被虐待経験をもつた者は 27.5%。とくに出生・育児から望まない妊娠を伝えられていた 2 例は深刻で、後に境界例に移行した。また学童期までに虐待を受けた 6 例中 5 例までが、本人が親になってから精神科受診になった。また学童期以前に虐待を受けていたものには、きょうだいへのコンプレックス、どんなに努力しても認められないという挫折感、「病弱の姉を持って自分は父親代わりにしっかりしなくてはと思った」という偽りの相互性（擬似相互性）等の危機的状態が特徴的に見られた。次いで思春期・青年期におけるつまづきは 40.0% に見られ「家を出る」（6 例）事例があり、受け入れをされないまま家を出ている。さらに離脱期のつまづき例は約半数の 47.5% に見られ、虐待による家族の中に受け入れられることやきょうだいへのコンプレックスの中で、原家族成員に自己存在を肯定されるような居場所を見つけられぬままに「家を出たい気持ち」（16 例）から同棲、結婚に至る者が多い。

b)現在の家族のライフサイクルと発達課題については、新婚期で 55.0% の事例がつまづきを感じており、原家族からの離脱の段階での危機課題が解決されぬままに移行していることがうかがえる。また配偶者を自分の不全感を満たしてくれる対象として理想化するのも共通する傾向であった（10 例）。しかし現実には早い時期に幻滅が訪れ、アルコールに依存し（4 例）依存対象を変え離婚、再婚を繰り返した事例（3 例）等も見られた。また出産・育児期では 40.0% のつまづきが見られ、ここでの特徴の 1 つとしてアクシデント（障害児の出産、交通事故に遭遇、配偶者の事件や発病等）の発

生事例があった（6例）。家族として基礎が脆弱な時期でのアクシデントだけに危機は大きな影響をもたらしたものかもしれない。次の学童期（子どもの）でのつまづきは47.5%で、子ども本人に何らかの問題行動等が生じたことが多い（11例）。次の思春期・青年期では35%につまづきが見られ、親自らが子育てに関与せず家出（5例）、子どもの非行（3例）等が特徴的である。離脱期は事例そのものが児童の相談期間という事情もあり、2事例と少なかった。

今回の結果から児童虐待の発生要因として次の4点が考えられた。a)きょうだい関係におけるコンプレックス、b)結婚あるいは親からの自立時点での挫折感、c)子どもの問題行動を含むアクシデントへの対処の中での挫折感・無力感、d)家族形態や家族史からみて統合の困難さがあること。

### ③地域子育て支援センターにおける虐待予防的支援の実践について（橋本真紀）

A市地域子育て支援センター（以下センターという）における集団援助プログラム（対象年齢によって3つのグループ（1歳～1歳半未満、1歳半～2歳未満、2歳～3歳未満）に分け、それぞれ定員10組、1クール6～7回、1回に1時間30分～2時間）を実践しているが、3つの事例の経過を虐待予防の視点から分析検討した。

事例1は30代の母親と2歳の男児のペア（5歳の兄あり）で、初回、児が求めていないのに頻繁に抱こうとしたり、反面児が母親に抵抗を示すと顔に跡が残るほど強く叩く、親子の叩き合いを職員が止める場面もあり、周囲への配慮は見られなかった。しかしプログラムの中で他の親と活動中で次第に落着き、子どもを叩くことも少なくなった。事例2は20代の母親と2歳の女児（0歳の弟あり）のペア。初回は弟に軽い身体障害があり母親は心配な様子だが、本児に対しては制止や叱る時以外は無関心で、抱っこを求めていても邪魔そうに笑顔も見せず抱きすぐ降ろす。本児も初回から母親を求めず一人遊び。通りすがりに弟を押し倒す等攻撃的になる。職員や他の親への関わりはよい。しかし最終回（7回目）には話しやすい他の親に母親自らが連絡先の交換を希望するようになった。事例3は30代の母親と2歳の女児のペアで初回、児は他児を押しのけて遊び、他児の道具を取ったり、叩く、噛む等の攻撃行動が見られた。一方母親は他児の腕に歯型が見つかると、本児の行動かどうか判明していない時点で本児を廊下に連れ出し、激しく叱責。帰宅時「この子にはまだ無理でした」と涙目で話す。その後、「他所で言葉の遅れを指摘され、自分のせいかと思い、厳しくしたり、逆に全てを許したりと、一貫した姿勢で子育てに取り組めなかった」と母親同士の話し合いの席で語ることができた。それ以後母子関係に変化が見られ、最終回（7回目）には本児は2語文を話し、母親も落着いた。またプログラムの終了後、事例1は他の親子とセンターへの来所が継続した。事例2は参加者同士のグループに入ったが、数ヵ月後に他の親から、母親が悩んでいるようだとセンターに相談があったので、母親を誘ってセンターのプレイルーム利用を依頼。以後数ヶ月母親が来所し、職員が子育てのしんどさや不安を聞く対応を実施。安定した。事例3はプログラム参加者の紹介で子育てサークルに入り、他の親を見ながら子どもへの落着いた対応ができるようになった。

以上3事例を通して集団プログラムの効果を考慮してみると、①虐待の早期発見、

②他者とつながる力の回復、③親子関係の変化、④子育て技術の獲得等があげられる。3事例とも虐待予備軍的様相を呈していたが集団プログラムに参加することで、早期の対応が可能となり、また参加者同士の話し合いやその後の子育てサークルやグループのつながりにより他者とつながる力を獲得し、親子関係も少しずつ好転した。また他の親から子育て技術を学ぶ機会もあり、虐待の発生予防に集団プログラムは有効であった。

## 2) 分担研究2(佐藤班)

全国保健所・市町村保健センター等の4038機関に対し子ども虐待への取り組みの実態を調査したところ、57.2%の回答を得られた。その内虐待事例へ援助を行っている機関は69.3%で、都道府県保健所は81.7%、政令市保健所は78.4%、政令市保健センターは87.2%で多かったが、市町村は57.0%と少なかった。人口1万人あたりの事例数は0.85。政令市保健所が1.34と事例数が多いのに対し、都道府県保健所は0.34と少なかった。

虐待への対応は都道府県保健所、政令市保健所・保健センターでは5割に行われていたが、市町村保健センター、市町村では2割に過ぎなかった。児童相談所への通告は39.0%が経験しているが、政令市保健所は8割、市町村は2割であった。また通告については政令市保健センターが6割、市町村は3割が方法を決めていた。虐待は死亡等の重大な結果を招くこともあるので、組織としての対応、とくに市町村保健センター・市町村の体制の整備を働きかける必要があると考えられる。

児童相談所からの援助の要請は、事例のある機関の54.6%が内容はさまざまだが関わりを経験していた。

虐待の重篤度判断は援助を行う際に重要となるが、その判断を「行っていない」割合は政令市保健所・保健センターでは2割、市町村保健センター・市町村では約5割であった。虐待像の把握と判断、援助の計画・評価等の援助技術を高める必要があると思われる。

周産期医療機関との連携によるハイリスクへの援助は、「育児不安」の74.2%をはじめとして多くの機関で取り組まれていたが、市町村保健センター・市町村では「若年」妊娠婦等への取り組みの割合が低かった。乳幼児健診では、「気になる事例の健診後の検討」が9割、「相談しやすい雰囲気」づくりが9割弱等、虐待予防・早期発見の視点で多くの取り組みが行われていた。

保健所と市町村母子保健部門との連携では、事例のある機関の85.6%で保健所職員が市町村への助言を行っており、保健所の市町村への研修も74.6%に実施されていた。

さらに援助で困ることとしては、援助の受け皿のことや虐待の判断が難しいこと等が多く、援助で必要なことは、地域ネットの充実や援助技法の確立が多かった。

今回の調査により、地域保健機関の虐待に対する取り組みの実態がある程度把握できたので、今後さらに充実させるために①虐待援助技術の普遍化の推進、②とくに市町村保健センター・市町村における組織としての対応の推進、③虐待に対する地域保健関与の明確化、④都道府県保健所における専門的母子保健業務の充実、⑤事例を多く経験している保健師に対する専門的援助技術の研修等が必要であると考えられる。

### 3) 分担研究3(岡本班)

分担研究者らが作成していた、虐待をする親の評価表を用いて、児童相談所・家庭児童相談室で相談を受理した虐待群50例について、援助者との関係の持ち方及び虐待認識の在り方を軸に分析を行った。詳細な数値は個別の論文に譲るが、注目すべき結果を取り上げる。

#### I. 基礎情報

1) 子どもについて：男子23人、女子25人。平均年齢7.5歳（男子7.1歳、女子8.2歳）。虐待の種類は身体的虐待+ネグレクトが最多で43.7%、重症度は中度が一番多く54.1%、子どもの要因の最多は発達の問題（30.9%）、調査時点での処遇状態は在宅指導中（43.8%）で一番多かった。

2) 虐待者について：実母（65.5%）>継父（18.2%）>実父（12.7%）の順に多い。世帯構成は実父母世帯が半数（50%）で母子世帯（28.0%）、継（養）父・実母世帯（18.0%）よりはるかに多い。就労・社会生活能力は苦手（64.1%）が、普通（41.0%）、高い（12.0%）を抑えて最多。親戚・近隣とは、一定の関係がとれる者が44.0%あり、その他はトラブル多し（36.0%）、孤立的・排他的（10.0%）。

#### II. 虐待者の特徴

1) 虐待認識：虐待行為について、認める（65%）>認めない（24%）、虐待認識がある（52%）>なし（46%）、介入・援助を受け入れる（68%）>受け入れない（26%）、相談を自らするもの（74%）>なし（24%）、援助への関わりは不定期来所（42%）>定期的来所（38%）>来ない（8%）、援助者との関係性は表層的（40%）>徐々に深まる（34%）>抵抗・拒否（20%）、援助者によって態度が変わる（58%）>変わらない（38%）。

2) 虐待者の生活歴について、各項目の最多のものをあげると、被虐待経験あり（58%）、原家族は不安定・崩壊（54%）、親子関係は父・母と葛藤的（34%、38%）、家族形成は若年結婚（21.4%）、教育歴中卒（38%）、犯罪歴なし（74%）。

3) パートナーは約4分の3にいるが、その関係性は不安定で、パートナーにも暴力や経済的条件の問題のあるケースが多い。

4) 虐待者の状態は、行動上の問題がある者は46%で、不安や強迫等が見られる。精神科通院歴のある者28%、障害（精神・知的）ある者（疑いを含む）26%、身体疾患あり22%、自己感については劣等感・不全感（50%）>被害意識（23.1%）>自己肯定感（9.6%）であった。

#### III. 虐待者の人格特徴

臨床場面で重要な援助者との関係の持ち方を軸に、A、B、Cの3群に分けて虐待への態度と性格行動特徴、及び援助状態の検討を行った。3群の内容と人数は次の通り。

A群（20人）：援助者と情緒的なつながりが持てるか、徐々に深まる

B群（20人）：援助者との関係が表層的で深まらない

C群（10人）：援助に抵抗や拒否を示す

#### 分析検討した結果

A群：他者との関係性は良好・可が半数を占める。対人緊張は強く、回避的である

が操作性は少ない。社会規範をほぼ守り（85%）攻撃性も一応コントロール（55%）する。共感性は他人を尊重（45%）、配慮（60%）等かなりよい。強迫性は強い（80%）。

B群：他者との関係性はトラブル、排他・孤立が見られ、依存性がある。頼りがち（22%）、必要以上にケアを求める（22%）。見捨てられ感（17%）もあるが、人との関係性を避けることは他の群より少ない。社会規範を守ることが困難で、逸脱・無視も見られる。攻撃性はコントロールできるもの（45%）できにくいもの（45%）に分かれる。共感性は乏しく、アンビバレン特（50%）で使い分け（44%）も見られ操作性がうかがえる。強迫性はA群より低いが見られ（60%）、劣等感（50%）、異常な引っ込み思案（22%）等新しい場面で出来事を回避する傾向が強い。

C群：関係性は持たれず、トラブル（56%）か排他・孤立（44%）の状態。自己決定の比率はA、B群より高い。対人緊張は低いが関係性を避ける。社会規範を守る者の比率は高いが、攻撃性のコントロールは乏しく、3群中で一番家庭外に向かう傾向が強い。共感性が乏しく、自己中心的、不安定でアンビバレン特な情緒性。強迫性はB群と同等。劣等感も強い。この群のみ奇異の信念（22%）が見られた。自己中心的であるが、一定程度社会との約束を守る側面もあり、児童相談所の強い指導の枠に入ると、それに従う可能性のある人が含まれると推測される。

以上、今回調査対象となった50例の検討を行ったが、虐待を軸にして関わることが不可能なケースは少なく、むしろ継続相談の形に持ち込んでいるのが大半であった。このことは、児童相談所で扱う重度から中度の虐待事例の中にも援助者との関係を築くことができ、カウンセリング的アプローチが有効なことがあることになる。（A群を中心とする）その場合カウンセリングが有効に働くためには、前提としてケースワーカー的援助が行われていることが必要であり、また事例によっては心理教育的アプローチも必要なケースもある。

C群については、「大阪府における児童福祉法28条申し立て事例の分析」の結果と比較すると、ほぼ同様の人格的行動特徴であったので、概ね有効な結果と考えられる。

B群については、一見援助者との関係性が良いように見えるが、その実関係が深まらないため援助者が判断の決め手に欠き、結果的に見守る中での在宅指導になることが多い。B群をどのように理解し援助方針を立てるのかについては今後の課題である。

#### 4) 分担研究4（樋本班）

①妊娠・出産期（1~2ヶ月）における虐待予防対策の推進に関する調査研究を行った。

a)自治体の取り組み現状と課題：虐待予防という観点から分娩施設の産科医、助産師の連携を通じた自治体のアプローチはほとんど行われていない。早急な取り組みの推進が必要である。

b)民間機関（ボランティア）の取り組み：全国37カ所への郵送アンケート調査を行った。回収率70.3%。最も重点を置いている活動としては、「子育て支援や不安解消のための受け皿の確保」。活動全般としては「虐待事例への直接的な対応」が最も多かった。「子育てに関する親へのエンパワーメント」に関して比較的少なかった。

c)分娩施設の取り組み：県内全分娩施設（81カ所）への郵送アンケート調査を行っ

た。回収率 60.0%。分娩施設での虐待事例やハイリスクのケースに出会う機会は「ほとんどない」と答えたところが大部分を占めていた。また妊娠・出産期（1~2ヶ月）の虐待予防に取り組んでいるところはわずかだった。しかし虐待予防に関心を持つ医師や助産師は、ハイリスク者の発見をしばしば経験すると答えていることから、関心が増すことによりケースに出会う頻度は高くなり、取り組みも進むと考えられる。

d)虐待予防先進施設への訪問調査は全国の 7 カ所行った。その各々の取り組み状況の詳細は個別の報告論文に譲る。

②被虐待リスク児早期発見、虐待一次予防のためのシステム整備に関する現状分析と提案（福永一郎）：新生児期までの被虐待リスク児早期発見、虐待一次予防は、一部先進的な医療機関、NPO、行政機関に依存している状態であり、対策の一般化を図ることが必要である。しかし現行の公的制度は十分機能しているとはいはず、抜本の方策として、妊娠期から新生児期の医療機関でのリスク発見後の公的対応制度、及び新生児期に全数把握を行うことによって、飛躍的に被虐待リスク児の把握を可能とさせることが必要と考えた。実際は公費により、民間資源を活用する新しい新生児訪問等制度を創設して対応することが望まれる。新しい方策に関する費用額の設定は医科診療報酬点数表に準じて算出すると、

- ・産科診療施設自ら行う場合…訪問看護 5,300 円、医師による場合 8,300 円
- ・訪問看護ステーションあるいは助産所により行う場合…診療情報提供 3,000 円、訪問看護 5,300 円
- ・虐待を起こすリスクを有する妊娠を治療する場合、1 人あたり 8,300 円
- ・産褥期に児に対して虐待を起こすリスクを有する産婦、1 人あたり 8,300 円等になる

実現性等については、更なる検討が必要である。

## D 結論

1)現在の育児の実態を把握するために、人口 48 万人、年間出生児数約 5000 人の姫路市で 4ヶ月、10ヶ月、1歳半、3歳の健診時点でのアンケート調査に着手した。これにより現在の親子関係や育児環境における虐待発生要因の構造分析を行うことを準備している。

2)家庭児童相談室で扱った児童虐待事例 42 例について家族のライフサイクルと危機課題の視点から分析考察を行った。その結果、親の原家族のライフサイクルでの危機課題が解決されていない者が多く、また現在の家族の各ライフサイクルにおけるつまづきが挫折感、擬似相互性、無力感、きょうだいへの劣等感等を起こしていた。とくに予防という観点からは①専門的ケアが必須の状況と予防の範囲で扱える領域を見分けること、②挫折感や「必要とされていない」という思いを、成功体験や「必要とされている」思いが獲得できるプログラムを検討していくこと、③白黒をはっきりつけて解決してしまうのではなく、葛藤を保持した状態でバランス感覚を獲得していくこと、④家族に関わる専門職の視点への啓発の必要性が、結論づけられた。

3)地域子育て支援センターにおける集団援助プログラムに参加した 3 事例を通して、虐待予防の視点から検討考察した。その結果、援助プログラムが虐待の予防的支援に

有効であることが言えた。

4)全国保健所、市町村保健センター等の 4038 機関に子ども虐待への取り組みについて、アンケート調査を行った。取り組みの実際は機関の種類により内容に差があった。保健機関が虐待予防、早期発見、援助に果たす役割が大きいだけに、虐待援助技術等の普遍化と機関の組織としての対応のより一層の明確化が必要であることが分かった。

5)児童相談所・家庭児童相談室で相談を受理した 50 例について、援助者との関係の持ち方、及び虐待認識の在り方を軸に分析を行った。その結果虐待群が 3 群（カウンセリング的アプローチが有効であると思われる群、法的手段を必要とする群、及びその中間群）に分類されることが示唆された。また虐待予防には早い時期から子どもの発達問題への関わりが重要であること、援助・対応の方法を考える際は、虐待のタイプや虐待者的人格行動特徴での区分とともに、子どもの年齢に配慮したアプローチを考える必要があることが、確認された。

6)自治体やボランティア、分娩施設等の取り組みの現状を把握するためのアンケート調査、及び先駆的な取り組みをしている医療機関等を訪問調査した。しかし妊娠・出産期（1~2 ヶ月）においては、多くの機関やボランティア等の支援が手薄であること、先駆的な機関ではそれぞれ独自の取り組みがあったが自治体との連携に乏しく、地域に浸透しつつある状況とは言いがたかった。

## F 研究発表

各分担研究班はその成果を、論文もしくは学会に発表することも十分考えられるが、現在のところは具体的には未定である。

## G 知的所有権の取得状況

とくにない。

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

「児童虐待発生要因の解明と児童虐待への  
地域における予防的支援方法の開発に関する研究」

(分担研究報告書)

児童虐待発生要因の構造分析と地域における効果的予防方法の開発

分担研究者	原田 正文	大阪人間科学大学教授
研究協力者	加藤 曜子	関西流通科学大学教授
	亀岡 智美	大阪府こころの健康総合センター・精神科医
	百々 尚美	大阪人間科学大学助手・臨床心理士
	中川 千恵美	大阪人間科学大学助教授
	橋本 真紀	箕面市地域子育て支援センター・保育士
	山野 則子	関西学院大学博士課程後期課程・社会福祉士
	河原 啓二	姫路市健康福祉局長
	伊知地昭浩	姫路市保健所長
	加古 真紀	姫路市保健所健康課長・医師
	山下 縁	姫路市保健所健康課・保健師
	矢野 範子	姫路市健康福祉局福祉部児童福祉課
	北山 孝司	姫路市健康福祉局福祉部児童福祉課
	藤尾 久子	姫路市立すこやかセンター
	山口 兼弘	姫路市立すこやかセンター
	上村 芳雄	大阪府吹田子ども家庭センター地域育成課長
	義若 耕司	子どもわいわいネットワーク茨木・委員長
	富増 献児	レバノン・ホーム園長
	前田 徳晴	救世軍「希望館」園長

研究要旨

本研究班の研究は大きく分けると、①「子育て中の親の悩みやニーズ、子育て実態などに関する調査」の実施、②地域の「虐待予防ネットワーク」の実践的取り組みにより、地域における虐待予防の可能性の研究、③現在かかわっている児童虐待の危険性が高い事例について、継続事例検討により、実践的に児童虐待予防の可能性をさぐる研究、④市の「家庭児童相談室」や「地域子育て支援センター」など、親子の支援

現場での実践にもとづき、児童虐待発生要因の解明と児童虐待の予防策についての研究、⑤外国の虐待予防システムの研究  
という5つの柱からなっている。

①の実態調査については、兵庫県姫路市の全面的協力により、4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、および3歳児健診の機会を利用し、平成15年1月～3月について第1回目の調査を実施した。

②については、大阪府茨木市において活動している民間レベルの児童虐待予防ネットワーク「子ども“わいわい”ネットワークいばらき」の協力のもと、姫路市における子育ての実態調査と同様な調査も実施し、実践的に研究をしている。「子ども“わいわい”ネットワークいばらき」のような民生・児童委員協議会や児童養護施設、地域組織などを中心とした地域での民間レベルの児童虐待予防ネットワークの紹介とその可能性については共同研究者論文としてまとめている。

③については、姫路市職員との共同作業として実施している。④については、共同研究者の長期にわたる実践から導き出された知見を共同研究者論文としてまとめている。⑤については、オーストラリアの児童虐待防止システムについて共同研究者論文としてまとめている。

**キーワード：**子育て実態調査、児童虐待予防、ネットワーク、  
児童虐待事例研究、オーストラリアの児童虐待予防システム

## A. 研究目的

本研究班は、「児童虐待発生要因の解明と児童虐待への地域における予防的支援方法の開発に関する研究」というテーマで初年度の研究を実施した。

本研究班の研究は大きく分けると、

- ①「子育て中の親の悩みやニーズ、子育て実態などに関する調査」の実施、
  - ②地域の「虐待予防ネットワーク」の実践的取り組みにより、地域における虐待予防の可能性の研究、
  - ③現在かかわっている児童虐待の危険性が高い事例について、継続事例検討により、実践的に児童虐待予防の可能性をさぐる研究、
  - ④市の「家庭児童相談室」や「地域子育て支援センター」など、親子の支援現場での実践にもとづき、児童虐待発生要因の解明と児童虐待の予防策についての研究、
  - ⑤外国の虐待予防システムの研究
- という5つの柱からなっている。

以下にそれぞれについて、その目的と意義について述べる。

### A-1 「子育て中の親の悩みやニーズ、子育て実態などに関する調査」の実施

この調査は、本研究班の最も大きな柱の研究である。児童虐待発生要因を解明し、その予防策を考える上で、まず、子育て真っ最中の親、特に子育ての負担を一身に背

負っている母親の現状やニーズ、子育ての実態などを正確に把握することが、最も大切にすべきことであると考える。そのため、兵庫県の中核市、姫路市（人口47万人）において、4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診および3歳児健診の機会を利用し、「子育て中の親の悩みやニーズ、子育て実態などに関する調査」を実施している。今年度は第1回の調査として、平成15年1～3月の3カ月間で実施した。

本研究の主任研究者、服部祥子と分担研究者、原田正文は、現在「大阪レポート」と呼ばれている大規模な育児の実態調査を分析・検討した。その結果は両者の共著『乳幼児の心身発達と環境—「大阪レポート」と精神医学的視点—』（文献1）にまとめられている。「大阪レポート」のエッセンスは、原田正文著『育児不安を超えて』（文献2）の第1部にまとめられている。「大阪レポート」は現代（1980年代前半）の子育ての特徴を、「“育児不安と母性性の危機”である」と結論づけている。そして、このような子育てでは、心身ともに健康な子どもは育たないのではないか、という警鐘を強く鳴らした。

「大阪レポート」の調査対象となった児は、1980年生まれである。その児たちは現在22歳～23歳になっている。とどまるところを知らない不登校の急増や過度ないじめ、少年事件などに象徴されるように、「大阪レポート」の警鐘は、現実としてあらわれているように思う。また、「大阪レポート」は、“育児不安と母性性の危機”という現代の子育ての特徴とともに、当時の親たちが「極めて厳格で体罰指向が強い」こともあげ、児童虐待の増加を危惧していた。しかし、それは現実のものとなりつつある。

「大阪レポート」の調査対象となった児たちはすでに22歳～23歳になっている。この間の子どもと親を取り巻く環境の変化は極めて大きいものである。しかも、残念ながら親子を取り巻く環境は悪い方向へと大きく変化してきている。そのような状況を踏まえ、現在の親子を取り巻く状況や子育て実態、親のニーズなどを調査し、先行研究である「大阪レポート」と比較検討することにより、児童虐待の発生要因を解明し、その現状認識の上に立って予防策を考えることを、本研究の第1の柱とした。

## A-2 地域の虐待予防ネットワークの実践的試みにより、地域における虐待予防の可能性の検討

厚生労働省のプロジェクト「健やか親子21」に従い、各地で「児童虐待予防のためネットワーク会議」が立ちあげられている。その多くは行政主導のものである。本研究では、大阪府茨木市（人口26万人）に平成12年度に発足した民間主導の児童虐待予防のためのネットワーク『子ども“わいわい”ネットワーク茨木』をひとつのモデルとして、実践的にかかわっている。そして、地域における虐待予防の可能性を検討している。『子ども“わいわい”ネットワーク茨木』は、民間主導と言っても、子育て真っ最中の親たちではなく、民生児童委員協議会や保護士会婦人部、児童養護施設などが中心になって進めているネットワークである。詳細については、以下に掲載する共同研究者（義若耕司・上村芳雄）論文を参照されたい。

茨木市においても、姫路市と同様のアンケート用紙を使用し、4か月児健診、1歳6か月児健診および3歳6か月児健診の機会を利用し、「子育て中の親の悩みやニー

ズ、子育て実態などに関する調査」を実施している。しかし、姫路市と異なり、それほど高い回収率が望めないため、地域の民生児童委員協議会や保護士会婦人部などの人々と子育て真っ最中の親とを結びつける機会としての役割に重きを置いた調査と位置づけている。

#### A－3 現在かかわっている児童虐待の危険性が高い事例について、継続事例検討により、実践的に児童虐待予防の可能性をさぐる研究

姫路市において、児童虐待の可能性を秘めた事例について、各関係機関のスタッフと本研究班のスタッフが参加して、継続事例検討会という形での事例検討会を進めている。この事例検討会により、支援の質を高めるとともに、現在の支援システムの限界と今後の支援システムのあり方について研究したいと考えている。

#### A－4 「家庭児童相談室」や「子育て支援センター」などの親子の支援現場での実践にもとづき、児童虐待発生要因の解明と児童虐待の予防策についての研究

本研究班には、大阪府内の家庭児童相談室の職員として16年間勤務し、100例を越す児童虐待事例にかかわり、10年近く前から地域での専門職のネットワーク、子育て当事者中心のネットワーク形成に取り組んできた研究員（山野則子）と、大阪府箕面市地域子育て支援センターにて、その立ち上げの段階からかかわり、全国でも先進的活動をしている地域子育て支援センターと評価されるまでに作り上げてきた研究員（橋本真紀）がいる。このような子育て現場に密着して働いてきた研究員の体験とそこから導き出される児童虐待予防策は極めて貴重なものであると考える。そのため、初年度の研究として、両研究員に実践にもとづく論文を執筆していただいた。それらは以下に共同研究者論文として掲載する。

#### A－5 外国の虐待予防システムの研究

児童虐待は先進諸国共通の課題であり、欧米先進国では20数年前から大きな社会問題になっている。そして、対策も進んでいる。本研究班のテーマ「児童虐待発生要因の解明と児童虐待への地域における予防的支援方法の開発に関する研究」を進める上で、それらの諸外国の経験から学ぶということは極めて意義深いことであると考える。

初年度はオーストラリア児童虐待防止システムに関する動向について、「ヴィクトリア州の対応例報告を通して」の研究を行った。その結果は以下に共同研究者（中川千恵美）論文として掲載する。

### B. 研究方法

研究方法については、「A 研究目的」に掲げた5つの研究の柱の内、①および②における「子育て中の親の悩みやニーズ、子育て実態などに関する調査」、および③の継続事例検討会について述べるにとどめる。②のその他の部分および④～⑤については、以下に掲載する各共同研究者論文を参照されたい。

## B－1 兵庫県姫路市における「子育て中の親の悩みやニーズ、子育て実態などに関する調査」

本研究班では、人口47万人の姫路市において「子育て中の親の悩みやニーズ、子育て実態などに関する調査」を実施している。対象は4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児を育てている保護者とし、平成15年1月～平成15年度3月までの3か月間にわたり、上記4つの時期の乳幼児健診の機会を利用し、第1回の調査を実施した。姫路市での調査用紙は、資料1～4に示す。この調査は、姫路市の全面的な協力のもと実施しているものである。

調査の具体的方法は以下のとおりである。

- ① 4か月児健診は一部医療機関委託であり、また10か月児健診はすべて医療機関委託であるため、健診対象者の保護者宛てに健診の案内と同時に調査への協力依頼文と調査用紙（文末資料1・2参照）を郵送し、調査用紙を郵送にて返送してもらうという方法を取った。
- ② 1歳6か月児健診と3歳児健診については、医療機関委託はしておらず、保健所および2カ所の保健センターで実施しているため、健診対象者の保護者宛てに健診の案内と同時に調査への協力依頼文と調査用紙（文末資料3・4参照）を郵送し、調査用紙は健診時に回収するという方法を取った。

## B－2 茨木市における「子育て中の親の悩みやニーズ、子育て実態などに関する調査」

大阪府茨木市における「子育て中の親の悩みやニーズ、子育て実態などに関する調査」では、調査用紙は姫路市で使用したものと同様のものを使用している。ただ、市の「子育て支援サービス」の項目のみそれぞれの市に見合ったものにしている。実施時期は、平成15年2月～3月の2か月間である。

茨木市での調査は、姫路市とは異なり、民間ベースのものであり、市として直接には関与していない。そのため、茨木市での調査は姫路市における調査とは目的を少し異にしている。というのは、調査用紙の配布方法として、姫路市の場合のように全員に郵送するのではなく、健診前に健診場所（茨木市保健医療センター）に来所した保護者に対して『子ども“わいわい”ネットワークいばらき』のメンバー（民生児童委員協議会や保護士会婦人部など）が手渡しするという方法を取っている。そして、回収は郵便による返送である。そのため、高い回収率は望めないであろうと思われる。その結果、この調査の目的は単に調査そのものだけに置くのではなく、調査用紙とともに『子ども“わいわい”ネットワークいばらき』の紹介パンフや公的子育て支援の情報を手渡すことにより、『子ども“わいわい”ネットワークいばらき』や公的子育て支援の情報を子育て中の保護者にひろく知らせることをひとつの目的としている。また、調査用紙の他に、返信用の葉書を同封し、「子育てについての相談の希望」の有無などについて聞き、今後のつながりの糸口にしようという試みもおこなっている。

### B－3 現在実際にかかわっている事例についての継続事例検討会

「精神的問題を抱えた事例の理解やかかわり方の学習には、事例検討会が大切である」とよく言われる。しかし、一般にされている1回きりの事例検討会、すなわち一事例を2時間くらいの時間をかけて検討し、それで終わりという事例検討会では得るもののが少ないので現実である。というのは、発表者にいろいろと質問をしても生育歴などの情報を把握していないことが多い。また、助言者がいろいろと助言をしても、その方法でうまくいくかどうかを確認することができない、などの問題点があり、不十分な事例検討会にならざるを得ないためである。

本研究で採用している「継続事例検討会」とは、4～5ケースを数カ月おきに継続して検討するという事例検討会の形式である。継続して同一事例を検討するため、未把握の情報は次回までに調べてくることができ、事例の理解を深めることができある。また、事例検討で出された新たな支援方法も実際に実践してみて、それが有効かどうかをみきわめることができる。また、1～2年の間にどの事例でも大きく変化するものである。この継続事例検討会の最も有効な点は、時とともに変化する事例の動きから学ぶことである。

#### (倫理面への配慮)

- ①アンケート調査は無記名調査であり、個人情報は数的に処理し、集団データとしてのみ公表することにしている。また、研究目的以外には使用しないことを調査依頼時に該当者に周知し、実施している。
- ②個別事例を記述する場合は、個人名を公表しないことは当然のことであるが、事例そのものも研究結果に影響をおよぼさない範囲で改変し、個人を特定できないように配慮している。
- ③事例検討会では、参加者に対して秘守義務を徹底するとともに、事例のフェースシートはその都度回収し、プライバシーの漏洩を防いでいる。

### C. 研究結果・考察

研究結果・考察についても、「A 研究目的」に掲げた5つの研究の柱の内、①および②における「子育て中の親の悩みやニーズ、子育て実態などに関する調査」、および③の継続事例検討会について述べるにとどめる。②のその他の部分および④～⑤については、以下に掲載する各共同研究者論文を参照されたい。

#### C－1 兵庫県姫路市における「子育て中の親の悩みやニーズ、子育て実態などに関する調査」

調査結果の科学的信憑性を評価する上では、

- ①調査対象が調査目的に見合った一般性をもっているかどうか
- ②調査票の回収率が高く、その結果が調査対象者の全体を反映しているかどうか
- ③調査内容が調査目的に見合って的確であるかどうか